

別表

区分	補助対象事業	補助対象経費	補助金額	軽微な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
運営費	人件費	機構の役員のうち、知事の定める者に係る報酬、役員賞与、通勤手当等及び共済費 機構の職員のうち、知事の定める者に係る給料、職員手当等、共済費及び賃金	補助対象経費の範囲内で知事の定める額	－	補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの
	事務費	機構の運営に要する報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等			
事業費	観光・物産キャンペーン事業	観光・物産キャンペーンの実施に要する経費	補助対象経費の範囲内で知事の定める額	左記の補助対象経費相互間におけるいずれか低い額の20%以内の変更（県産品販路開拓事業に従事する職員に係る経費への流用は除く。）	補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの
	旅行商品造成促進事業	国内旅行会社に対する訪問活動、観光説明会、観光キャラバンの実施に要する経費			
	広告掲載事業	各種広告掲載に要する経費			
	誘客イベント事業	誘客イベント及び二次交通整備促進に要する経費			
	インターネット情報発信事業	インターネットによる情報発信に要する経費			
	WEB特集作成等事業	WEB特集作成等に要する経費			
	観光案内所運営事業	観光案内所の運営に要する経費			
	県産品販路開拓事業	県産品販路開拓事業に要する経費			
		県産品販路開拓事業に従事する職員に係る報酬、給料、職員手当等、共済費及び賃金			
	インバウンド誘客事業	海外からの誘客促進のための各種事業に要する経費			
	MICE事業	MICE誘致に要する経費			
	フィルムコミッション事業	フィルムコミッションに要する経費			
	着地型観光推進事業	着地型観光推進事業に要する経費		補助対象経費の2分の1以内の額	
	FM観光情報提供事業	FM観光情報提供事業に要する経費			
	ホスピタリティ向上事業	ホスピタリティ向上事業に要する経費			
	日本観光振興協会観光振興事業	(社)日本観光振興協会の全国広域振興事業参加に要する経費	補助対象経費の範囲内で知事の定める額	左記の補助対象経費相互間におけるいずれか低い額の20%以内の変更	補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの
		(社)日本観光振興協会の観光情報収集・提供事業参加に要する経費			
(社)日本観光振興協会の関東支部観光展開催事業参加に要する経費					
観光戦略推進事業	本県の観光振興のために必要な効果的な広報PRや営業活動等に要する経費	補助対象経費の範囲内で知事の定める額	－	補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの	
高付加価値化推進事業費	県内観光事業者の高付加価値化と人材育成に要する経費				